

市・県民税 特別徴収事務要綱

■お問合せは

税務課 市民税係 (055) 278-1663

■異動届出書・給与支払報告書等の提出先は

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610

甲斐市役所 税務課

<概要>

1. 市・県民税の特別徴収事務について
2. 特別徴収の仕組みと流れ
3. 納税義務者の異動があった場合
4. 退職金を支払ったら
5. 異動届出書記載例
6. 異動届出書
7. 特別徴収切替届出（依頼）書記載例
8. 特別徴収切替届出（依頼）書
9. 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
10. 特別徴収税額差引簿

山梨県甲斐市

特別徴収義務者様

甲斐市長

市・県民税の特別徴収事務について

市・県民税の特別徴収事務につきましては、日頃から多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「給与所得分」と「退職所得分」の市・県民税につきまして、特別徴収事務を行う事業所に指定させていただきます。つきましては、特別徴収税額通知書並びに関係書類を同封いたしましたので、ご査収いただき、次の事務取り扱い等をご覧のうえ、事務処理をお願いいたします。

特別徴収の仕組みと流れ

1 特別徴収と特別徴収義務者

特別徴収とは、給与支払者が毎月給与等を支払う際に、納税者から市・県民税を徴収し、その税額を納入していただく制度です。この場合、徴収し納入する義務を負うものを特別徴収義務者といい、市長が指定します。特別徴収義務者（事業主）や納税義務者（従業員）の都合による普通徴収への切替はできません。

2 特別徴収の流れ

①住民税の課税

- ・給与支払報告書、確定申告書等により住民税を課税します。

②税額通知書の交付

- ・特別徴収義務者あてに「令和8年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」とあわせて、「令和8年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」を送りますので、内容、人員等を確認のうえ各納税者に交付してください。なお、既に退職等されている人については、給与所得者異動届出書を速やかに提出してください。

③毎月の給与から差し引く月割額

- ・同封の「令和8年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」に各納税者の月割額を記載しています。各月から支払われる給与から徴収し、翌月10日(土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日)までに金融機関等にて納入してください。

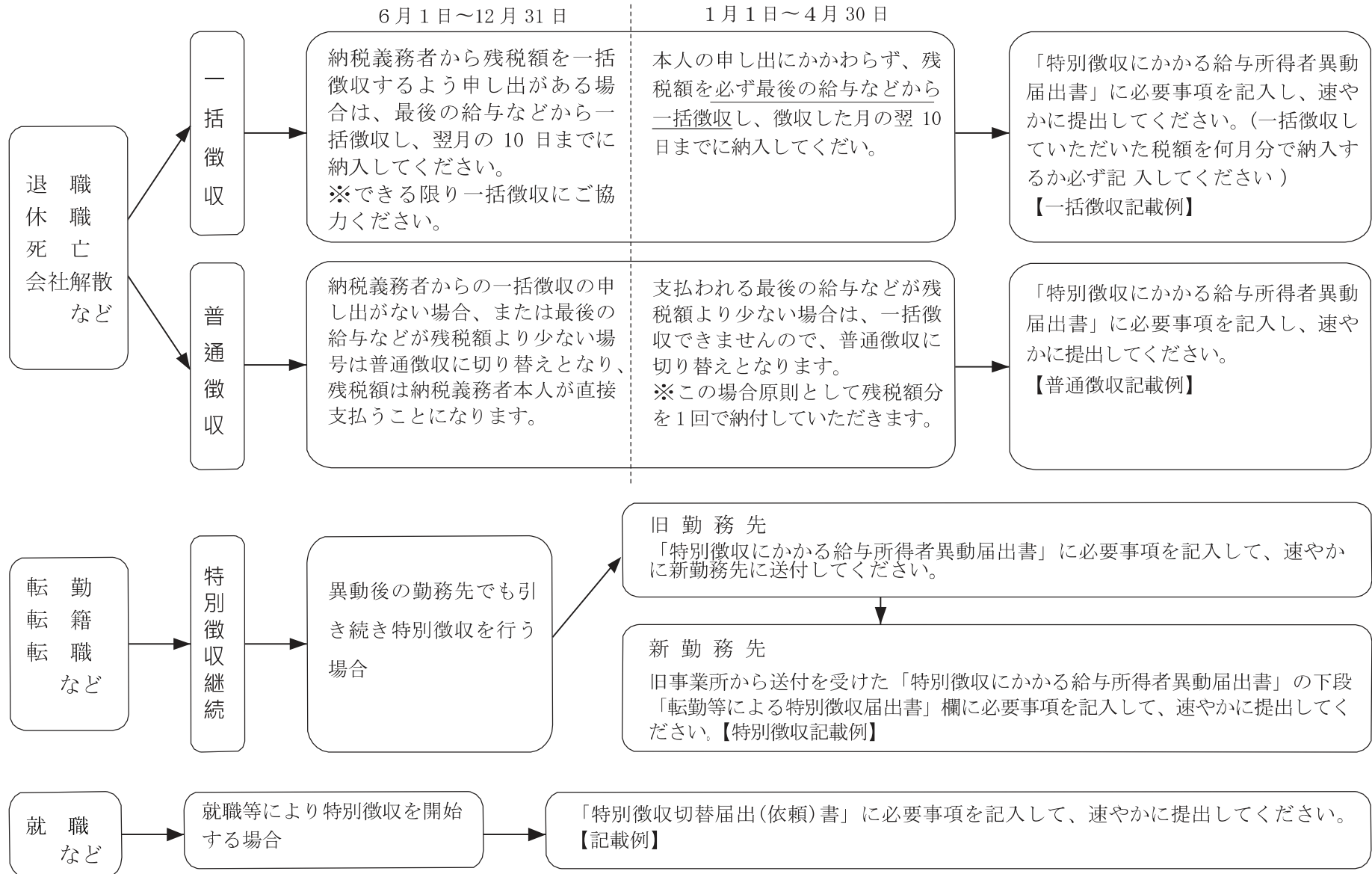
④納税義務者の異動等

- ・納税義務者(従業員)の退職・休職・転勤などの異動により、特別徴収を行わなくなった場合は、「給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。(転勤等の場合は、新勤務先を經由してください)「給与所得者異動届出書」の提出が遅れますと督促・滞納処分を受けることもあります。また、納税義務者のもとに一度に多額の残税額が請求され、不利益を被ることもありますので、速やかに提出してください。
- ・就職などにより新たに特別徴収を開始する場合は、「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。

⑤税額変更通知書の交付

- ・④または納税義務者の修正申告等により特別徴収税額が変更された場合は、「令和8年度市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」により通知するとともに、変更した納入書を同封します。なお、「令和8年度市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を同封している場合には、納税義務者に交付してください。

納税義務者（従業員）の異動があった場合



退職金を支払ったら

退職所得（退職手当等）にかかる市・県民税は所得税の場合と同様に他の所得と区別し、退職手当の支払いの際に特別手当等の支払額から差し引いて、市に納付していただくことになっています。

1 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、甲斐市内に住所を有している人です。

2 税額の計算方法

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を控除した残額（二分の一前）をもとに「退職所得に対する市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額表」により求めてください。なお、市町村民税は退職所得額×6%、道府県民税は退職所得額×4%（それぞれ100円未満は切り捨て）です。

退職所得金額の計算方法は下記の表の通りになります。

退職手当の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合（下の「短期退職手当」・「特定役員退職手当」でないもの）	$(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 0.5$
短期退職手当等の場合（役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下）	○短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 0.5$
	○短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 > 300万円の場合 $150\text{万円} + (\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}))$
特定役員退職手当等の場合（役員等勤続年数が5年以下）	$(\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額})$

3 退職所得控除額の計算方法

下記の表より計算してください。

なお、障がい者になったことにより退職したと認められるときは、控除額に100万円が加算されます。

勤続年数	退職所得控除額の計算式
20年以下の場合	$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ （80万円に満たない場合は、80万円）
20年を超える場合	$80\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

4 納入方法等

退職手当等を支払われる際に、所得税と同様に市・県民税を徴収した翌日の10日（土、日、祝日等の場合は翌営業日）までに納入してください。

なお、納入書の作成にあたっては、退職所得者の「退職手当等支払金額」「退職所得に対する市民税・県民税の額」「特別徴収者の住所、事業所名、法人番号」「氏名、勤続年数」を必ず記入してください。

5 納入場所

山梨県甲斐市指定金融機関 山梨中央銀行 竜王支店

口座番号 普通No.13

口座名義 甲斐市

給与支払報告に係る給与支払所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 年 月 日提出	甲斐市長 殿	給(特別徴収義務者)	所在地											特別徴収義務者 指定番号				
		フリガナ											宛名番号					
		氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属				
		個人番号又は法人番号												氏名				
													←個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めで記載			電話	内線 ()	
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	(旧姓:)																
	生年月日	年 月 日																
	個人番号																	
	受給者番号																	
	1月1日現在の住所																	
異動後の住所											円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職・長期 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 [事由・理由]	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

1. 特別徴収継続の場合													新しい勤務先へは、月割額 円を											
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号											月分(翌月10日納入期限分)から	
	所在地											担当者連絡先	所属 氏名											徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ											電話											受給者番号	
	氏名又は名称																					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要	
													内線 ()											

2. 一括徴収の場合													左記の一括徴収した税額は、		
理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定日 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
	2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日	円			

3. 普通徴収の場合													※市町村記入欄																	
理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										3. 死亡による退職であるため									

御注意
4
また、前勤務先で「給与所得者」の欄に記載し、一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することになります。
1
2
3
黒のボールペン又はペンで記載してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き記載された宛名番号を記載してください。
「住所(課税地)」の欄は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「氏名」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「フリガナ」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「所在地」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「法人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「担当者連絡先」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「所属氏名」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「電話」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「受給者番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「1月1日現在の住所」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
「異動後の住所」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

特別徴収切替届出（依頼）書

市町村使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 甲斐市長	給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指定番号	新規 ※市町村ごとに異なります		
		フリガナ													新規の場合、納入書（要・不要）	
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名												氏名		
		法人番号														

給与 所得者	フリガナ											旧姓		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。	
	氏名															
	生年月日	昭和・平成	年	月	日											
	1月1日現在の住所	〒 _____										特別徴収 開始予定月	月分（ 月 日納期分）から 特別徴収を開始します。			
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください。										届出理由	1. 入社 2. その他（ ）	異動年月日	年 月 日	受給者番号

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。）

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 ※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。（市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）
 普通徴収納期限までに届出書を提出（甲斐市役所に必着）することによって、特別徴収への切替が可能です。
 【普通徴収納期限】1期：6月30日、2期：8月31日、3期：10月31日、4期：1月31日（土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日が納期限になります。）
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610 甲斐市役所 税務課 市民税係

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 甲斐市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに 異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名												氏名		
		法人番号														

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 ____年 ____月 ____日

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	- - (内線)	- - (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他 ()	

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		統合・合併・分割される事業所	所在地	〒 _____										
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ											
				名称											
				電話番号	- - (内線)										
				法人番号											
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		指定番号											特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに 異なります	
		指定番号													

【提出先】 〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610 甲斐市役所 税務課 市民税係

山梨県 甲斐市 (192104)

	令和8年度市・県民税特別徴収税額差引簿（月割異動税額）												異動者氏名・月日・事由
	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
当初分													
異動分													
異動分													
異動分													
異動分													
異動分													
異動分													
異動分													
異動分													
異動分													
異動分													
異動分													
計													
納入月日													
納期限	令和8年 7月10日	8月10日	9月10日	10月13日	11月10日	12月10日	令和9年 1月12日	2月10日	3月10日	4月12日	5月10日	6月10日	